

## こども・子育て支援会議 部会の設置について（案）

### ひとり親家庭等自立支援部会

#### 1 設置の趣旨

本市におけるひとり親家庭等の実情をふまえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策に関し調査審議するため、「ひとり親家庭等自立支援部会」を設置する。

#### 2 所掌事項

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関する事、その他ひとり親家庭等施策に関する事

#### 3 メンバー構成

大学教授（社会福祉専攻）

弁護士

ひとり親家庭等の支援団体の代表

民生委員児童委員協議会の代表

社会福祉協議会の代表 等

#### 4 その他

- ・年間1～2回程度、ひとり親家庭等自立支援部会を開催
- ・必要に応じて、こども・子育て支援会議へ報告を行い、会議にて審議

こども・子育て支援会議 運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。  
 この要綱は、平成26年9月22日から施行する。  
 この要綱は、平成27年6月5日から施行する。  
 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

別表

名称	所掌事項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関する事
第1部会	上記、及びの所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可等に関する意見聴取に関する事
第2部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事
第3部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事
ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関する事、その他ひとり親家庭等施策に関する事

**根拠法令等**

**母子及び父子並びに寡婦福祉法（平成 26 年 10 月 1 日改正法施行）**

**第十二条**

- 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

**母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針  
（平成 27 年 10 月 2 日公布）**

**第 3 - 1 - (3) - 合議制機関からの意見聴取**

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 条）第 77 条第 1 項又は第 4 項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。